春日井市民病院医事業務委託プロポーザル実施要領

1 プロポーザル実施の目的

春日井市民病院における医事業務委託が適正かつ円滑に運用され、患者サービスの向上に寄与することを目的とし、次項第2号に定めるところにより受託者の責任においてこれを行うため、医事業務を行う事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するための必要な手続等について定める。

2 委託業務の概要等

- (1) 委託業務名 春日井市民病院医事業務委託
- (2) 委託業務内容 春日井市民病院医事業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (3) 委託業務の場所 春日井市鷹来町1丁目1番地1 春日井市民病院
- (4) 委託の期間

契約期間 令和5年9月1日から令和8年9月30日まで (地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約とする。) 履行期間 令和5年10月1日から令和8年9月30日まで

(5) 業務量等 「病院概要」のとおり。

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする民間事業者等(以下「参加者」という。) は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 春日井市入札参加資格者名簿(物品)に対象業務(役務の提供)に係る業種が登載された者であること。
- (2) 県内に本店又は支店(営業所)を有する法人であること。
- (3) 愛知県、岐阜県又は三重県内の病院において医事業務の契約実績を有すること。
- (4) 愛知県、岐阜県又は三重県内の病床数400床以上の病院と契約実績を有すること。
- (5) 愛知県、岐阜県又は三重県内のDPC対象病院及び電子カルテ導入病院と 1年以上継続した医事業務の契約実績を有すること。
- (6) 総合受付、外来受付、会計、診療報酬請求、カルテ庫業務等の医事業務全般の受託実績を有すること。

- (7) 事業者の配置人数が30人以上の契約病院を有すること。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- 10 入札参加資格に係る指名停止措置の処分を受けている者でないこと。
- (11) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でないこと。
- (12) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (13) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (14) 特定債務等の調整の促進のための調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (15) 法人等又はその役員(法人でない団体で代表者等の定めがあるものの代表者等を含む。以下「役員等」という。)が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対 法」という。)第2条第2号に規定する団体をいう。以下同じ。)。
 - イ 役員等に暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)が就任していること。また、従業員に暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有するものがいること。
 - ウ 暴力団員等が法人等の事業活動を支配していること。
 - エ 暴力団の威力を法人等の活動に利用していること。
 - オ 暴力団又は暴力団員等が法人等の経営又は運営に忠実に関与していること。
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している団体等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力 団の維持運営に協力し、又は関与していること。

4 参加手続

(1) 仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間 令和5年5月15日(月)から令和5年5月19日(金)まで 配布時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。) 配布場所 春日井市鷹来町1丁目1番地1 春日井市民病院(1階) 事務局医事課

(2) 提出書類及び提出部数

ア 参加申込書類

- (ア)参加申込書(様式1)
- (イ) 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)
- (ウ)納税証明書

国 税:納税証明書(その3の2) 又は納税証明書(その3の3) 地方税:愛知県の各県税事務所が発行する法人県民税、法人事業税 及び自動車税に係る未納がない旨の証明

- (エ) 令和2年度から令和4年度までの会社業績 (PL・BS) が分かる書類
- (オ) 同種業務実績調書(様式2及び2-1)
- (カ) 同種業務に係る契約書の写し又は受託先医療機関が発行する履行証明書(様式2-2)
 - ※1 各種証明書は発行日が令和5年1月1日以降のものに限る。
 - ※2 同種業務に係る契約書の写しを提出する場合は、参加者による 原本証明を行うこと。

イ 提案書

様式3に署名、押印の上、内容を盛り込んだ書類の表紙とする。

提案書中「IV受託費用」については、仕様書に記載してある業務に対する費用を受託期間の始期から終期までの総額で見積もること。また、積算内訳書(様式3-1)を添付すること。

ウ 提出部数

参加申込書類、提案書ともに正本1部、副本9部

- (3) 書類作成時の留意事項
 - ア 参加申込書類は4(2)の記載順に、正本、副本ともそれぞれファイルに綴じること。
 - イ 提出書類は縦A4判とし、両面印刷可とする。ただし、フロー図やイメージ図等にあっては、A3判を折りたたんで使用して差し支えない。
 - ウ 提出は、文字ポイントを12ポイントとし、紙媒体のみとする。
 - エ 提出書類は返却せず、決定参加者の提案書は全て春日井市民病院に帰属 する。
 - オ 提出書類の作成及びプレゼンテーションに要する費用は、参加者負担とする。
- (4) 提出期間、提出先及び提出方法

ア 参加申込書類

提出期間 令和5年5月22日(月)から令和5年5月26日(金)まで 提出時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。) 提出場所 春日井市鷹来町1丁目1番地1 春日井市民病院(1階) 事務局医事課 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)とする。

イ 提案書(様式3及び3-1)

提出期間 令和5年6月13日(火)から令和5年6月16日(金)まで

提出時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

提出場所 春日井市鷹来町1丁目1番地1 春日井市民病院(1階) 事務局医事課

提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)とする。

(5) 本要領、仕様書等に記載された内容に関する質問及び回答

ア質問受付方法

提出書類 質問書(様式4)

提出期間 令和5年5月29日(月)から令和5年6月2日(金)午後5 時まで

提出場所 春日井市鷹来町1丁目1番地1 春日井市民病院(1階) 事務局医事課

提出方法 電子メールによる

(宛先) E-mail iji@city.kasugai.lg.jp

イ 質問に対する回答

各質問書を取り纏め、全社に同様の内容を電子メールにより令和5年6月12日(月)までに回答する。

ウ 病院平面図等の閲覧及び院内見学

参加者が提案書の作成及び委託額の見積に必要な場合、医事課において 随時病院平面図等を閲覧に供する。また、病院運営に支障のない範囲内で 院内見学を許可する場合がある。

閲覧又は見学を希望する参加者は、質問受付期間中に院内見学申込書(様式5)により医事課に連絡すること。

工 辞退

参加手続後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式6)を令和5年6月 19日(月)午前10時までに(必着)医事課に持参又は郵送により提出する こと。

5 選定方法等

公募型プロポーザル方式の選考とし、参加者から提出された提案書及びプレゼンテーションの内容を審査し決定する。なお、実施日は令和5年7月5日(水)を予定している。

(1) 参加者によるプレゼンテーション

会場、集合時間及び順番は別途参加者に通知する。

ア プレゼンテーションでは、事前に提出された参加申込書等を使用するが、

競争を不当に妨げるとは認められない範囲内において、会社パンフレット 等を当日配布しても差し支えない。

- イ プロジェクター等を用いる場合は、プレゼンテーションの一週間前まで に医事課へ連絡すること。(プロジェクター及びスクリーンは準備するが、 パソコンは参加者において準備すること。)
- ウ 参加者は3名までとし、参加者の中に、契約後に当院に常駐する予定の 統括責任者又は実務責任者を含めること。
- エ プレゼンテーションに要する時間は説明及び質疑を含めて45分とし、説明は概ね20分とする。
- オ 審査項目、審査基準等は開示しないものとする。
- (2) 審査結果等の通知 審査結果は優先交渉決定者に後日通知する。
- (3) その他

委託業務の実施に当たり、参加者のいずれもが病院側が求める最低基準に 達していないと判断されるときは、優先交渉権者を決定しない場合がある。

6 失格等

- (1) 参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 委託業者の決定日までに上記3に規定する参加資格を満たさなくなった とき。
 - イ 参加申込書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
 - ウ 法人又は役員が業務に関して公訴を提起され、もしくは刑の宣告を受け たとき。
- (2) 優先交渉権者に決定した参加者が上記により失格となった場合において、 委託契約の遅延等により病院が損失を被ったときは、当該参加者に損害賠償 請求を行う場合がある。

7 契約に関する事項

契約内容は仕様書及び提案書に基づき決定するが、協議の上で仕様書の内容を変更する場合がある。

8 その他

- (1) 同一の参加者が複数の参加申込を行うことを禁ずる。
- (2) 本プロポーザルにおいて参加者の提出書類は、返却しない。

9 事務局

医事業務委託及び本プロポーザルに係る事務局は、次のとおりとする。

₹486-8510

春日井市鷹来町1丁目1番地1

春日井市民病院事務局医事課

電話番号 0568-57-0057 (代表)

FAX番号 0568-57-0259

E-mail iji@city.kasugai.lg.jp